

社内規則の作成に係る支援

－法令等遵守態勢整備の支援－



登録申請（更新含む）の際に社内規則を提出する理由



なぜ、登録申請（更新含む）の際に社内規則を提出しなければならないのか？

貸金業法施行規則第4条第4項第14号に基づき、
登録申請書の添付書類として社内規則を
提出しなければなりません。



協会の自主規制規則と同等の社内規則にしなければならない理由



なぜ、協会の自主規制規則と同等の社内規則にしなければならないのか？

貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、監督指針といいます）Ⅲ－3－1（2）⑥イにおいて、「申請者の社内規則等は協会の自主規制規則と同等の社内規則等となっているか」の点に留意すると規定されています。



行政から求められる社内規則への対応



もし、協会に加入しなかった場合、行政から社内規則についてどのような対応が求められるのか？

貸金業法第24条の6の12において「貸金業協会に加入していないものの貸金業の業務について、（省略）貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。」と規定されています。

また、監督指針Ⅲ－1－2（1）において、協会に加入していない貸金業者の社内規則等について、「Ⅱ.貸金業者の監督に当たっての評価項目」の各項目の主な着眼点に加え、協会の自主規制規則の水準に則った適切な社内規則等の作成・変更を命じることとする。」と規定されています。



行政からの求めに対応しなかった場合の罰則



もし、協会に加入しなかった場合に行政から求められる対応に応じなかった場合、どのような罰則があるのか？

貸金業法第48条において「次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されています。

※「次の各号」に該当する同条1項8の6には「第24条の6の12第3項又は第4項の規定に違反して、30日以内に、社内規則の作成若しくは変更をせず、若しくは内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けず、又は承認を受けた社内規則を内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けずに変更し、若しくは廃止した者」と規定されています。



自社で社内規則を作成する難易度



協会の自主規制規則に則った社内規則を自社で作成するのは難しいのか？

協会の自主規制規則（協会の定款、業務規程、その他の規則）や関係法令等について知識が必要になります。

また、自主規制規則や関係法令等が改正される都度、自社で改正内容、改正箇所を検討し対応することが必要になると考えます。

※過去の実績として協会の社内規則策定ガイドライン（個別ガイドライン・規程記載例）は年間で3～4回の改正を行っています。



協会の自主規制規則に則った最新の社内規則を整備する方法



自主規制規則や関係法令等が改正される都度、自社で改正内容、改正箇所を検討し、社内規則に反映させることは困難である。協会の自主規制規則に則った最新の社内規則を整備するにはどうすれば良いか。

【日本貸金業協会の協会員の方】

社内規則の改正が行われる都度、協会ホームページ内の協会員専用サイトで改正情報の詳細をお知らせします。また、同サイト内には改正内容を反映した最新版の社内規則のひな型が掲載されるので、自社の社内規則を容易かつ適正に更新することが可能です。

【協会員ではない方】

「支援制度」にお申しただけければ協会加入前から最新版の「社内規則」のひな型を提供いたします。

